

昭和十六年六月二日

機密 陸軍 日誌

第二十三號

- 一、對南方施策要綱、連絡會議上提ノ意見急速ニ纏マリ、今週末曜ヲ目標トシ準備ヲ進ム
- 右ト同時ニ佛印泰ニ軍事基地設定ニ關スル件ヲ提議シ外相ヲシテ軍事協定締結ヲ督促スルニ決定ス
- 二、右提案理由等一切海軍側ヲシテ當ラシムルコトニ施策ス
- 陸軍ハ軍事基地設定ニ關スル所要事項ノ說明ニノミ止メントス
- 三、國內情勢ハ海軍ニ不利ニ進展シアリトカ海軍ノ對米軟弱逐次國民ノ不滿ヲ買フハ當然ナルベシ

日 月 年 昭 和

四、佛國對英武力行使ヲ決意セリトカ 樞軸陣營
ノ強化 對佛印施策ニ利導スルヲ要ス
五、ソレトシ「島」ノ攻略完了 獨軍ノ對近東戰爭指
導極メテ慎重ナリ
「イ」ヲ「英」ト休戰成ルトカ 獨軍ハ而モ冷靜ナリ 毋
到ナル準備ナキ限リ ヒットラー「ハ」動カサルカ如シ

0441

昭和16年6月3日

機密 駐日 日誌

第二六號

一、來ル木曜日ノ對南方施策要綱連絡會議提案
 一件 石川海軍軍務課長ノ反對ニ依リゴタツク
 石川ハ軍事基地設定ノ件ノミヲ提議シシニガ
 ホールヲヤラスト云フガ如キ施策要綱ハ止メヨト
 云フニ在リ

海軍ハ外務政府ニ對シ取シイト云フニ在ルベシ
 是レ今更ニ云フタテ義理ニアラス 昨年十二月ヨリ半年
 ノ日子ヲ費シテ得タル陸海軍否海軍ノ決ハ
 ナルニ非スヤ

ニ、參本ハ一刻モ速ニ國策ヲ明確ナラシムベキ趣旨ヲ
 以テ總長以下右石川案ニ全然不同意
 軍令部モ亦然リ

三、一日中石川女木ニ不同意ヲ強調ス

石川更ニ對南方施策ハ止メテ更ニ其ノ上ニオヒ
カブサルヤツヲ造ルベシト云フ 之意ノ如シ一年モカ
カルベシ 唯ニ南方ノミテ半年ヲ要スルモノ大キ
ナヤツハ一年モカカツテ尚成立セサルベシ

四、陸軍ハ断乎提案而モ上奏御裁可ノ仰ゴ方
針ニ變化ナシ

石川更ニ用考スベシトテ物別レトナル

五、松岡ハ何モ軍ニ對立意識アルベキニアラズト(永井
大佐ノ言)或ハ然ルベシ軍ノ腹サハ判明モハ皇
國ノ爲大イニヤルベシト 松岡ガ軍トノ交渉ニ掛

昭和 年 月 日

機密 戦争 日誌

第二十班

引ヲヤルトハ考ヘラレズ 松岡ハ軍事協定締結
セバ企圖セザル對英米決戦ニ陥ルベシト云フニ在リ
六、獨伊巨頭ブルネルニ於テ相會シ重要戰策
指導ヲ議シタルガ如シ。

37

0444

昭和十六年六月 日

一石川案ニ次長憤慨ス 大本營ノ一随員タル
軍務課長ノ反對ニ依リ話ガマトマラヌナド
怪ニカラントテ海軍近藤軍令部次長ト直
接會談ス 海軍次長ハ知ラヌト云ヒ第一部長
ヲ呼ビ其経緯ヲ聞キタル後陸軍案ニ全然
同意ナリト云フ
次長ハ相當強硬ニ近藤次長ニ詰メ奇リシガ如シ
兩軍務局長會同ス
右結果對南方施策要綱 軍事協定締結ノ
件ニ本ヲ次回連絡懇談會ニ提案スヘク意見
一致ス

0445

日 月 年 節 昭

二 塚田次長ノ右態度ハ國家ノ爲大イニ可ナリ

現下ノ如キ情勢ニ於テ陸海首腦部ハ赤ベテ披瀝シテ大イニ談スルヲ要ス 其傾向ナキハ不可ナリ 獨リ塚田次長アルハ大イニ意ヲ強クス

三 對南方施策要綱並軍事協定ノ件提案ニ

際スル應答要領ヲ起草ス

軍ハ南方ヤルコト可能 國內ハヨキヤ 政府ノ覺悟ハ可ナリヤ ヤルト云ハバヤルト云フ態度ニテ臨ムベク起草ス

昭和16年6月5日

一、野村工作ニ關シ岩畔ヨリ詳細電アリ

(武藤局長ノ要求アリタルニ對シ)

曰ク

1. 日支直接交渉ニ難色アリ

2. 本諒解案ニ依リ米參戰ヲ阻止シ得ズ

3. 米ハ日本ノ樞軸離脱ヲホラヒアリ

4. 了解案ノ成否ハ五分五分ナリ

二、岩畔ノ意見見具申

1. 本案ヲ成立セシムルヲ要ス然ラザレバ日米ハ破局
ニ入ルヘシ

2. 兩國民ノ心理ヲ太平洋ノ平和ニ轉向セシムベシ

3. 本案成立ニ依リ日本ノ軸樞堅持、米ノ參戰

0447

日 月 年 和 昭

阻止ハ不可能ナルベシ

六、帝國ハ南進ヲ準備スベシ

三、近ク大使ヨリ正式返電アルベク之ニ對スル態度ニ

關シ國論沸騰スベシト次長夏ノ

支那事變處理ノ爲多少ノ樞軸離反ニハ目ヲ

ツブリ成スベシノ論者ト樞軸堅持ニ邁進

スベシノ論者ト次長前者ノ案ナリ

四、帝國ハ目下(ニモ支那事變處理ニモ事變

處理ニモ)處理 右次長案ニ依ルヲ至當ト

スルヤ

五、朝板西武官ヨリ獨シ開戦ハ確實ナリ

(大島大使トリンペンヒットラート)會談ノ空

昭和 年 月 日

氣ヨリ) 國家決定ニヌカリ勿レト云フ
次長獨日本ニ相談ナシト開戦怪シカラヌ
日本中主ヲ守ルモ宜シイト云フ
六前項ニヨリ獨ソ開戦ニ伴フ帝國國策ノ大
綱ヲ審議ス
第二課案第二部案アリタルモ當班案ヲ基
礎トシテ一案成ル
上、連絡懇談會開ク
重要議題ニ觸レズ(海軍大臣總長欠席)
右終了後兩軍務局長外相ト會談
外相ハシソガポール攻略ノ企圖ナキ限り軍事
協定ハ云々モヤラズト云フ

0449

日 月 年 和 昭

機 密 戦 争 日 誌

第 二 十 卷

依ッテ直ラ外相説得ノ手段トシテ提案理由ニ
万一軍事協定締結ニ依リ莫米起ツ場合シ
ンガポール攻略ヲ断乎ヤルト云フコトヲ挿入
シテハ如何ノ案出ヅ 海軍ニ一應アタルコトトス

40

0450

昭和十六年六月六日

一、大島大使ヨリロヒ及リト會談セル結果独ソ
開戦機不確實ナリノ電アリシヲ以テ先ツ情
報ノ交換ノ爲連絡懇談會開催 至急
獨ソ開戦ニ伴フ帝國國策ヲ決定スルニ意見
一致ス

二、軍務課長及軍事課長ヨリ第二課長第八課
長、第二十班長ニ會談ヲ申込ニ断乎南方ニ
武力進出スヘキヲ強調ス(軍務課長ハ第一案
断乎南方武力行使 第二案對米協調シツ
ツ北方解決第三案現状通りノ三案ヲ推乃
行シ第一案ヲ主張ス)第二課長第八課長

0451

日 月 年 和 昭

機 密 戰 争 日 誌

第 二 十 號

同 意 ス

第 二 十 班 長 不 同 意

今 頃 何 事 ゾ ヤ 當 班 半 年 ノ 結 唱 ノ 結 果 カ

對 南 方 施 策 要 綱 ナリ

變 へ ル 事 が 出 來 ル ナラ 海 軍 ヲ 動 カ シ 得 ル ナラ

動 カ シ テ 見 ヨ ト 云 ヒ 度 シ

明 確 ナ 空 氣 決 定 的 國 策 ヲ 取 リ 得 ヲ ガ 帝

國 ノ 現 狀 慥 ミ ナリ 此 ノ 慥 ミ ヲ 軍 務 課 長

知 レ ル ヤ 否 ヤ

三 當 班 起 案 ニ 就 キ 昨 日 審 議 ノ 結 果 ヲ 修 文 シ

之 ニ 基 キ 主 任 者 會 議 ヲ 開ク

上 居 作 戰 課 長 独 ニ 開 戦 ト 共 ニ 即 時 對

支戦面縮少ヲ強調ス

支那課長(都甲中佐)不同意ナリ支那ノ
抗戦ハ第三國依存ニアラズ支那自体ノ抗
戦力ニ在リ(此ノ點從來ノ判断ト異ル)
而シテ今ヤ支那自体ノ抗戦力ハ崩壊ニ瀕シツ
ツアリ戦面縮少ハ不同意ナリ
歐米課長(天野大佐)ハ右ニ不同意 南方断
乎ヤルベシ、北モヤラヌ、支那モ駄目、南モヤラ
ヌ、ソレナ不徹底ナル國策アリヤ、今ヤ支那
崩壊ニ瀕スト去ラハ不同意ナリ、支那ハ片ツ
イテモ南ヲヤラネバ日本ハ生キル道ナシ

0453

昭和 年 月 日

機密 戦争 日誌

第二十卷

断乎南ヲヤルヘシト云フ 樞軸カ然ラズンバ對
米妥協カ二者何レカ一方ヲ選ブベシト
議論沸騰シテ決セズ

四上居作戰課長海軍作戰課長ニ断乎
南方ヤルベシト會談強調ス

今ヤ陸海間議論ハ沸騰シ國論ハ不統一
國家ハ決定ニ至ラズ

國家ノ運命又何處ヘ行クヤ 深憂ニ堪ヘ
ザルモアリ

昭和16年6月7日

一、部長會議ヲ開キ、獨以テ開戦ニ伴フ國策
大綱ヲ審議ス（總長不在、第一部長久歸京
ヲ急ギツツアリ）
概ネ當班ノ意見通り決定ス（昨日審議ノ
結果ニ其エキ若干修文セルモノ）
但シ第二部長ハ準備陣ヲ張ルモ南方ヲ主
トシテヤル爲メ準備陣ナル思想強ク對以テ解
決ノ意志弱ク之ヲ主張セルモノ、如シ第二
課長亦然リ、當班不同意對以テ對南方何
レモ未ダ決シ得ザル準備陣トス
當班意見通り種村少佐會議終了後第二

0455

昭和 年 月 日

部長ト會談説得ス

ニ右部長會議ノ意見ニ基キ更ニ修文方針トシテ三國樞軸ヲ基調トスベキ旨ヲ入ル海軍側同意スルヤ否ヤ多大ノ疑問アリ陸軍省ニ移ス

三土居作戦天野歐米兩課長等ハ優等生ナリ第二十班長ハ劣等生ナリ國力ヲ檢討ニ支那事變處理ノ現状ヲ諦視スル時劣等生ヲラサルヲ得ス上策ヲ取ルヲ得ズ下策ニ甘ンザルベカラザルヲ當班ノ而シテ亦國家ノ現實ノ事態ナリ

日 8 月 6 年 16 和 昭

一 總長 歸京 第二部長 大阪迄 迎へ 二行キ 連絡ス
午後二時ヨリ 部長會議 開催
機不意見一致 準備陣トス 但シ 總長 南北
何レニモ 決セガル 準備陣ニハ 不満足ナルカ如キ
口吻アリ 第一部長 歸京セバ 其意見ヲモ聞
キ 正式決定スルコトニ決ス
第一部長 午後五時 歸京ノ旨ナリ

0457

日 9 月 6 年 16 昭和

機密 陸軍省 日記

第二十三號

一、陸軍省ヨリ軍務局案トシテ對南方施策要綱ト独ヨリ開戦ニ伴フ國策大綱トシ一本ニシテルモノヲ提案シ來ル

好機ニ投ズル武カ行使抬頭シ來ル

莫本土崩壞ノ場合武カ行使ハ實質施セザルコト

ニ意見一定シ來ル所右軍務局案ハ之ヲ

ホヤカシアリテ實質的ニハ對南方施策要綱

ノ骨子ヲ奪トリタルモノナリ

二、右軍務局案ノ如キハ陸海意見一致至難ナリ

對南方施策要綱ハ昨冬來半年ノ日子

ヲ費シ纏メアゲタルモノ之ヲ否定スルカ如キ

更ニ強硬ナル案ノ如キハ一朝一夕ニシテ成ルモ

ノニアラズ、從來ノ経緯ヲ知ラザルモノ、案
徒ニ國策ノ決定ヲ遲滞セシムルモノニ過ギズ
抑々陸軍省ガ此ノ如キ案ヲ提示スルハ筋違
ニシテ不可ナリ、陸軍省ハ參謀本部ヨリノ
協議ニ應ズベキモノナリ

三、午前十時ヨリ總長統裁ノ下^部長會議

開催、總長明確ナル決裁ナシ

方針中ニ好機ニ乘ズルモノアラバ武力ヲ行使
スベキヲ明ニスルコトニ決ス

第一部長右ヲ述ベ、總長又同意セルガ如シ
第一部長ハ北方解決ノ意強シ梅津關

昭和 年 月 日

東軍司令官ノ意圖相當ニ反映シアリト聞ク
 次長三國樞軸基調ヲ嫌フ自主的ニ決ス
 ベキモノスルノ屬國ノ如ク引込マルルヲ排セ
 ントスルニアルガ如シ
 次長對支戰面ノ過早ナル縮少ニ不同意ナリ
 總長明確ナル腹ナシ 總長ニ明確ナル思
 考アリヤ否ヤヲ疑フ
 四、第一部長 陸軍務局長ト會見對南方
 施策要綱ト独以開戰ニ伴フ國策トノ一
 本提案ニ不同意別個ニ決定スヘキヲ強
 調スル等

五、シリヤニ放ケル莫佛閉戦ス

六、蘭印ノ回答極メテ不満足日蘭印交

渉危機ニ遭面ス

外務省相當ニ強硬ナリ代表引揚ヲ

行ハザルベカラザルガ如シ

七、班長部長會議ノ結果ニ基テ修ク文案ヲ

第一部長ト審議ス

第一部長好機ヲ作爲。捕捉シテ武力ヲ

行使スヘキヲ強調ス。遂ニ憤慨シ將ニ

腕カニ訴ヘントス

第二十班長同意ノ已クナキニ至ル

日 月 年 和 昭

機 密 戦 争 日 誌

第 二 十 班

大 作 戦 部 長 タルモノガ 階 級 ト 腕 カ ト 暴 カ ト
ヲ 以 テ 國 家 ノ 大 事 ヲ 談 ス ル ガ 如 キ 不 可 ナリ

一、昨日、第一部長ノ強硬意見ニ基キ方針ニ
好機ヲ作為補促シテ南方及北方ニ武力
ヲ行使スベキヲ挿入シ修文セルモノニ依リ
部長會議ヲ開ク
第一部長對支戰面縮少ヲ明記スルハ不同意
支那事變處理ニ要綱ニ基キ對支戰面縮少
ハ既定ノ事實ナリ今更明記ノ要ナシ而シテ
右以上ノ戰面縮少ハ不同意ナリ
依ツテ遂ニ對支戰面縮少ノ件ハ削除セラレ
ニ方針ニ再ビ日德伊三國樞軸ノ精神ヲ基
調トスヘキヲ入ル 但シ要領ニテ精神ヲ活

日 月 年 期

用シト緩和シ窮局ノ腹ハ三國樞軸ハ堅持
スルモ之トハ心中セズ之ヲ活用シ武力行使ハ
自主的ニ決定スベキヲ企ハントスルニ在リ

三午後陸海作戦部長及軍務局長會談ス
海軍側ノ意向ヲサグシタル所同意ナルガ如
シ(軍務局長ハソウ見ル)不同意ナルカ如ク
(第一部長ノ感じ)鮮明セズ

日蘭交渉決裂セントス

右ニ對スル帝國ノ態度至急決定ニ直面シ明日
連絡懇談會ヲ開催ス

陸軍ノ腹ハ芳澤代表引揚交渉ハ断絶

日 月 年 和 曆

セシマス 總領事 在留邦人等ノ引揚ガ行ハ
スト去リニ在リ
此ノ際 仏印ニ對スル 軍事協定締結ヲ促進ス
ルト共ニ 南仏駐兵權ヲ獲得スベシノ 意見 指
頭ス
右陸海軍概テ 意見一致セントス 而シテ 陸軍
ニ關スル 限リ 右ノ場合 英米ノ攻勢ニ 違ヘハ 武
力行使ヲ 辞セズノ 腹アリ
海軍ノ 意見ハ 不明ク 刻石井 種村海軍ニ
到リ 打診ス

0465

日 11 月 6 年 16 新 昭

機 密 駁 撃 等 日 誌

第 二 十 號

一 昨日、陸海主任者案（對米英戰ヲ辞セズノ件）海軍主腦部遂ニ同意ス

午後三時直前ニ至リ同意シ來ル海軍モ今日ハ追ヒ込マレタリ然レドモ本當ノ決バカ否ヤハ不明、即チ末文ノ英米ニ對シ武カヲ行使スヲ對英米戰事ヲ措スルモ辞セズト修文ニ來ル

二 右意見一致ヲ見タルモ本安未ヲ連絡銀々談會ニ陸海何レヨリ提案スルカ未決ノマ、會談ニ出席ス海軍側提案ヲ引込タルハ配アリ元來外相が大プロシキヲ松ダタル場合ノ提案ナリシナリ陸海本當ノ決意ニアラス外相説得ノ一手段ナリ

三年後三時ヨリ連絡懇談會開催ス
先ツ日蘭交渉ニ關シ論議シ芳澤代表ヲ
引揚ガルモ交渉ノ餘地ヲ後日ニ殘シ決裂ノ
形ヲ避クルコトニ決ス
對仏印施策ノ件ニ論議移リ參謀總長
南仏ニ對スル所要兵力進駐ノ要ヲ軍事協定
締結ノ件ト併セ提議ス
外相對英米戰惹起ノ公算アルベキヲ主張ス
總長情勢判断ヲ述べ單ナル南佛進駐ニ依
リ斯クノ如キ事態ノ發生ナキヲ強調ス
永野軍令部總長英米妨害セバ斷乎之ヲ
打ツベキヲ強硬ニ發言ス

總長之ニ屬接シ陸軍亦断平ヤルコトヲ謂ハズ
 結局結論ヲ明日ニ殘シ敬會入
 外相南俤兵力進駐ニ同意ナルヤ否ヤ抑々
 シンガポール攻略ニ同意ナルヤ否ヤ明カナ
 ラズ 甚ダ以テ不可解ナリ
 四 午後六時會議終了後軍務局長杉山總
 長ノ發言弱腰ナリシヲ憤慨ス海軍軍令
 部強硬ナリシモ陸軍參謀總長ノ態度
 強硬ナラザリシタノ議決セザリシト出フ
 總長本日ノ會議ノポイントハ對英米戰
 ヲ堵スルモ辭セザル點ニアリシヲ知ラサルニ因ル

日 月 年 和 國

カ或ハ海軍ヲシテ發言セシメントスル底意ニア
リシヤ不明ナリ 後ニ總長海軍ガアマリ強
硬ニ出テタル爲不安ナリシトノ述懐ヲ洩セ
永野總長ハ時々兀然タル發言ヲナスヲ以テ
本日ノ永野總長ノ發言モ果シテ是レ全海
軍ノ意志ナリヤ否ヤ疑問アルハ多ク言ヲ要
セザルヘク總長ノ無發言態度ノ不明確モ
已ムテ得ザル所ナルベシ

0469

日 12 月 6 年 16 帝 昭

機 密 防 衛 日 誌

第 二 十 三 號

一、軍務局長憤慨ノ件種村少佐總長ニ申シ上
 ゲタルコトトシ(謀略)局長ニ總長ハ局長ノ言
 親ノ心子知ラズト云フテ怒リアリト述ブ
 局長狼狽ス 課員ニ無用ノ言ヲ戒シメ且
 海軍側ヲシテ多ク發言セシムル様工作シ大
 イニ馬力ヲカク

二、佛印ニシテ慮ジタル場合兵力ヲ進駐セシムル
 件ヲ本文ニ明記スルコトトス

三、午(11)時ヨリ昨日ニ續キ連絡懇談會ヲ
 開催ス

軍令部總長南方施策促進ノ件正式提案
 シ諒解附シテ正式決定ス

軍令部總長ノ發言強硬ナリシモ海軍大臣
何等ノ發言ナシ 總長此ノ點ヲ不安ニ感シアリ
兵力進駐ノ件削除セラレントシアルモ軍務局長
ノ強硬發言ニ依リ削除セラレスニ因滿落着ス
三、半年来ノ懸案概ネ其緒ニ就キタリ 遂ニ南
佛ニ皇軍兵力ノ進駐ヲ見ントス
四、海軍南佛ニ對スル武力行使ハ對英米戰爭決
意ノ成否ト關聯シ今迄ニシブリタル所
遂ニ海軍モ腰ヲアゲタリ
但シ對英米戰爭ノ決意アリヤ否ヤ不明陸
軍モ亦然リ

日 13 月 6 年 16 新 昭

機 密 閣 等 日 誌

第 二 十 班

一、南方施策促進ニ關スル件ノ取扱ニ關シ御前會議ニ持ツテ行ク論ト上奏御裁可ニテ可ナルノ議トアリ第一部長、次長、班長決ハ迷フ會議席上テハ本件ヲレガリシモノ、如ク總長ハ御前會議(廟議)ヲ御前會議ト思惟セルニ因ル他ノ諸員ハ之ヲ閣議ト解ス(閉催ト誤信シ部長會報ニテ之ヲ準備ヲ要求セルニ起因ス)

一、結局上奏御裁可ニ依ルコトニ決ス

對英未戰ヲ堵スルモ辞セズノ末文アル以上實際ハ御前會議ニ依ルベキモノナラン但シ實事際

一、腹の對英米戰ノ決意アルヤ否ヤ不確實ノ前提ニ立チアリ

第一部長ハ決意アリノ前提濃厚ナリ

三、問題ハ尙殘ル即チ軍ハ進駐準備完了セハ外交交渉ノ如何ニ拘ラズ進駐スル腹ナルニ外相ハ然ラズ外交交渉ヲ基進トシテ進駐準備ヲ進ムベシノ腹ナルガ如シ茲ニ大ナル懸隔アリ果セル哉外相閣議用(右ノ關係ヲ不鮮明ニセルモノニ修大シアリ)ニ依リ上奏スベシト主張ス

四、獨逸ノ開戦セル場合ノ暫定措置主任者間
軍務局長明朝ノ會見ニテ之ヲ説得セントス

昭和 年 月 日

機密戦争日誌

第二十卷

決定ス 國策ニ關スルコトニ一切アレズ

一、聲明ヲ行ハズ

二、輿論ヲシテ論議セシメズ

三、獨ニ對シテハ樞軸精神ヲ基調トシテ應酬ス

結局態度ハ不鮮明 全クノ静觀ナリ

第二部右ニ大ナル不満アリ 第二部ノ親獨屋ニハ

帝國ヲ以テ獨ノ屬國ナリト見做ス者少カラス

次長ハ樞軸ヲ必ズシモ好マズ 次長ノ指導精

神ハ迅速ナル支那事變處理ナリ

五、独ニ開戦ニ伴フ國防國策大綱陸軍省ヨリ

意見來リ 班長第一部長ト協議之ヲ修

文陸軍部案概ニ決定ス 方針中ノ好

機ヲ作為捕促ノ作為ハ遂ニ削除ス第一部
長途ニオレタリ

六、侍從武官長ヨリ連絡アリ左記隨時 御下

問ニ應ジ得ルヲ可トスト

一、南仏進駐ノ目的如何

二、北仏一師團タルニ今回一師團ハ如何當時

ハ金が無イカラト去リ理由ナリシニ今回ハ如何

三、工作トノ關係如何

尚武官長海軍が急ニ強硬トナリシニ不妄疑

念ヲ感ジアリ

昭和十六年六月十八日

機密戦争日誌

第二十三

一 東福主計中佐支那出張報告ヲナス

育成派ト總力戦派トアリテ帝國ノ對支施策ハ混乱シアリ速ニ機構ヲ一元化シ軍政的統治方式ニヨルベシト云フ

機構上去月成派ト總力戦派トアリ又人事上西派アリト云フ 誠ニ怪シカラヌ話ナリ

人事處理即時断行スベシ板垣堀場等断乎交代スヘシ 國策ニ於テ決定セラレアル理愈テ私セラレテハタマツタモイテハナイカカル不遜ノ子一掃スベシ

二 南方施策促進ニ關スル件ノ上奏處理ニ關シ陸海外内閣主務者會合ス

昭和 年 月 日

上奏文ヲ草案ス

外相ニ見セタル所 即座ニ話ガ通ジト云フ
外相結局進駐ニ不同意

連絡會議決定ヲヒツクリ返ス 魂膽ナラン
諒解事項ヲ固執ス 軍ハ本文ヲ固執ス
才流シニ終ルベシ

岡海軍軍務局長ノ謀略ナランカ?

三、情勢ノ推移ニ伴フ國防國策「陸軍案成ル

軍務課長米多戰セザル場合ニ在リテモ 樞軸
陣營ノ決定的勝利明カトナリタル場合ニハ南
方武行使スベシト強硬ニ主張ス 所謂對南
方施策要綱ノ骨子ヲ根本的ニ否定セントスル

0477

昭和 年 月 日

ニ在リ

海軍絶対ニ通ラザルベシ

結局作文ハホヤカシテ何トモ解譯出来得ル

様ト案文トナル

四右陸軍案ヲ海軍ニ移ス

班長小野田中佐ニ説明ス

説明セル後班長ノ所感ハ海軍ハ三國樞軸ヲ

行クヤ否ヤヲ先ツ研究セザルベカラズト云フ

之ニ依リ觀ルモ海軍主腦者ニハ三國樞軸ノ

精神全然之レ無キカ如シ

昭和十六年六月十六日

- 一、南方施策促進ニ関スル件、外相、話が違フ、テ外相ノ意圖ヲ汲ニテ修文セルモノニ就キ更ニ連絡懇談會ヲ開催セシトス
- 石井中佐軍務局長ノ命ニ依リ修文案ヲ提案ス、第一部長ハ政府ノ云フコトニ依リ統帥部ガ引込ムハ不同意、以テ外トテ怒ル會議開催スベカラスト強硬ナリ
- 二、總長大臣ト直接協議骨抜きニナラザル修文案ニテ開催ニ同意シ、當日議ニ臨ム
- 三、外相南仏進駐ハ國際不信故更ニ二三日考ヘサシテ是レトテ決定セズ

0479

趣旨ハ不同意ニアラサルモ 不信行爲ニアラサル
 旨納得出来ナケレバ 諸ヲ進ムル能ハズ
 上ニモハツキリ此ノ旨止夫スベシ 先日カイニシラ
 モ其後考ヘテ結果 同意シ(兼ホルトテ) 論議
 ヲ繰リ返シ一致ニ至ラズ 散會ス
 結局外務^部ハ南佛印進駐ニ不同意ナラン
 モミニモニテ(一週間) 遂ニ南佛進駐モゴ破算
 ニナル 何ノ事ゾヤ
 松岡モヨキ時ハヨク偉イ時ニハ偉イガ 悪イ時ハ
 悪シ困ツジモナリ
 國政混沌シテ何カ何ヤラ分ラズ
 獨^自開戦モ近シト云フ 情勢ノ急迫ヲ如何ニスルヤ

日 月 6 年 16 和 昭

一、南方施策促進ニ關スル件、總長ノ説明ニ依ルハ
國際不信一點張リノ外相ノ意見ニ依リ御破
算トナリシガ如ク思ハレタル所 然ラズ
軍務局長ノ言ニ依ルハ松岡ハ同意ナリ但シ
進駐ノ必要性ニ就テ御上ニ申上ケル際御納
得申上ケ得ル理由サハアレバ可ナリト
或ハ又曰ク松岡ハ不同意ナリ松岡ヲ納得セシ
ルガ先決ナリ或ハ又松岡ハ同意モシ總長ベテ納
得ニアリ上奏文ガ納得行ケバ可ナリ總帥
部ノ責任アル正式ノ上奏案ヲ見セテ載キ度
トサツバケ分ラズ
結局ハ不同意ナラン 不同意ナラバ不同意ト

0481

昭和 年 月 日

機密 閣議 日誌

第二十三

ハッキリ去ハバヨシヌラリク外相ノ態度不
愉快ニ堪ヘズ

遂ニ三日間松岡納得ノ爲ノ作文ニ終始ス

二十八日同盟電ニ依レバ獨軍十五ヶ所ヨリ對ソ

侵入ヲ開始セリト

戰雲愈々政海ニ暗キカ

獨土友好條約締結ス 独近東ニ對スル外

交攻勢ガ活潑ナリ

昭和十六年六月二十日

一、獨逸ノ開戦ハテコナルガ如シ獨軍對シテ要求ヲ
提示セリト云フ

二、陸海軍間南佛進駐絶對必要ナル理由草
文ヲ終リ之ヲ推シ行シ午後六時ヨリ陸海
局長松岡ト會談ス

右必要ノ理由案文不同意ノ者が讀ムハ必
要ナキ如ク見エ同意ノ者が讀ムハ必要ニ思
ハル、松岡同意ナリヤ不同意ナリヤ

三、諸情報ハ獨逸ノ開戦ノ前夜ナルヲ思ハシム
ヒットラーニ對シテ必勝アリヤヒットラーニ誤
算ナクバ獨逸ノ今次大戦ハ有終ノ美ヲ收ムベシ

0483

四、國防國策大綱海軍側意見來ル内容ニ於
 テ大ナル意見ノ相違ナキモ 陸軍ハ好機ニ
 乘ジテヤルト云ヒ海軍ハヤルカヤラヌカハ當時
 ノ情勢ニ應ジテヤルト云ヒ海軍精神ト陸軍
 精神トノ相違歴然ナリ
 海軍案ニ依レバ南方武力準備ヲ完整ニシ
 北方武力準備ハ現状ヲ基ニ準トシテ整フト
 云ノ軍備ノ取リ合ヒハ見難シ 海軍ハ
 文章ニ之ヲ平氣ガ表明ス 陸軍ハ表明ス
 ルコトナシ

昭和十六年六月二日

一昨夜兩局長外相ト會見セルモ時間少ク之
分話合フニ至ラズ
本夜兩君會見スル筈
永井大佐ノ私的會談ニ依ルバ外相決シテ不
同意ニアラズ 但御上ヨリ其必要アリヤトノ
御下問ニ對シ奉答ニ窮スルニ依リ其點納
得致シ度ト云フニアリト
二午後三時ヨリ陸海局部長外相ト會談ス
外相ノ心境結局不明ナリ第一部長ノ感想
ニ依ルバ以前御上ニ進駐不適ト申シ上ガク
ルニアラズヤ 從ツテ外相辭職スルニ非ズヤト洩
セリ

0485

三、右會日談ニ於テ國防國策ノ件ニフヘタリ

海軍機軸ヲ北ヲヤルト云フ又南モ英本土

崩壊セバソシニガホシトヤルト云フ

前者ハトモカク後者ハ初耳ナリ半年間ノハ

血ヲ注ギタル結論ヲ如何ニシタルヤ

本當ノ腹ハヤラヌカ本當ノ腹ハヤルノグガ

作文ニ書クノハイヤナノカ

作文ニヨレバヤルヤラヌ不明ノ儘北南ヲ準

備セントスルニアルハ是レ如何ノ國家ニハ方向

ナカルベカラズ

偉大トハ方向ヲ與フルニ在リテハ古人ノ言國家

ニモ亦方向アリ海軍ノ方向如何ノ方向アリ

昭和 年 月 日

レドモ作文スルハ嫌ナカ
陸軍ニ引ヅラレルガ嫌ナカ

0487

昭和十六年六月二十二日

機密 日誌

第二十一號

一 南方施策促進ニ關スル件昨夜西局長

十一時迄松岡ト會談遂ニ諒解事項削

除ノ原案通り(若干弱クナリアリ)松岡同意

ス約十日間後モミニモニテ南佛進駐ノ件

決定セントス

二 獨ソノ開戦ス

本朝四時宣戦布告セシガ如シ

先ヅ同盟電アリ次テ大島大使ヨリ公電アリ

當班予期シアリシ所大本營陸軍部ハ平

靜ナリ
歴史ハ變轉ス獨ソノ不可侵條約ニ發爲停

凡日本國民今又独り開戦ニ接シ歴史
ノ變轉感懐無量ナルモイアラン
ヒットラーノ独逸國力ニ對スル判断ニ誤リ
ナカリシヤ否ヤ判断誤リナクンバ独ニハ断
乎勝ツベシ大イニ勝ツベシ
三、當班戦争指導要綱ノ成案ヲ急ガントス
四、夜築地ノ治作ニ放テ肴飲シ獨り開戦
ヲ祝シツツ血湧キ肉躍ル